

これだけは知っておきたい！

公益法人制度改革 と

法人会

公益法人制度改革とは何か

法人会はどう対応すべきか

社団法人松江法人会

## ①今、なぜ、公益法人制度改革なのか。

今の制度は明治29年に出来ました。100年以上を経て、制度疲労がおきており、これからの時代に合った制度に変えていこうとするのが今回の制度改革の目的です。

### ■現行制度はどうなっているのか。

民法34条に基づく主務官庁制

①民法34条に基づき、主務官庁の許可を得て設立（公益に関する社団にして営利を目的とせざるもの）

②主務官庁の指導・監督、所掌に関わる事業の実施

③優遇措置（税の減免等）

→法人会の主務官庁は国税庁（国税局）であり、その指導監督を受けている（税に係る事業の実施、適正な組織運営、他の税務関係団体との棲み分け、1 税務署 1 法人会 等）。

### ■現行制度の問題点

①主務官庁制の弊害

i 主務官庁の裁量の幅が大きく、法人設立が簡便でない

ii 公益性の判断基準が不明

iii 各事業分野ごとの主務官庁による指導監督が縦割りで煩雑

iv ガバナンス（法人の管理運営のありかた）に問題

v 情報開示が不十分

vi 公益性を失った法人が公益法人として存続し続ける

②明治29年の民法制定（公益法人制度の始り）以来、抜本の見直しなし

③民間非営利活動を、社会経済システムの中で積極的に位置づけ、その活動の健全な発展を促進すべき

## ②法人会はどうすればよいのか。

法人会は、民間における税のオピニオンリーダーであることを誇りにして来ました。これまでの歴史、伝統を踏まえ、更に社会への貢献を充実するため、引き続き「公益法人」となって、**税を中心とした公益的な事業**を優先して行うこととしています。

### ■手続き的にいえば

- 1) 現在の公益法人はすべて、平成25年11月30日までに、**新しい制度に則った組織**に移行することが必要（それをしなければ、解散させられ、その公益法人が有する財産は国や他の公益法人に寄付することとなる）
- 2) 新しい制度に則った組織とするためには、総会決議による定款変更を行い、法令が要請する理事会等の機関設置や運営の取り決めを行うことが必要（ほぼ会社法と同レベルの要請がされている）
- 3) 新しい組織となった後も「**公益事業を優先して行う**」のであれば、行政庁（総理大臣または都道府県知事）の認定を受けて「**公益法人●●法人会**」となる事が出来る。この場合には、上記2)の要請に加えて、どのように公益事業を行うか等、所要の要件をクリアすることが必要となる。
- 4) 現在の公益法人は、「一般法人」にとどまるのか、「公益法人」を目指すのかを決めそれぞれの場合に必要な申請手続きを行うことになる。
- 5) 申請先は、行政庁（総理大臣または都道府県知事）であり、申請内容が適正かどうかを判定し、認定等が行われる。また、その後においても行政庁の監督を受けることになる。

## ③公益認定法人となるのは大変だと言われている。大丈夫か。

公益認定法人となるためには、「**公益目的事業を主として行うこと**」など、いくつかの要件をクリアすることが必要とされています。

要件の中でも、「**公益事業を50%以上行うこと**」という要件があります。

### ■公益法人となるための要件

- ① 公益目的事業とは法律別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの
- ② 「主として」行うかどうかの判断基準は、公益目的事業比率が1/2超であること
- ③ 過大な遊休財産を持たないこと
- ④ 役員報酬の支給基準を定め公表すること（法人会は専務理事が該当）
- ⑤ 理事会、監事の設置等。その他適正な運営を担保するための諸要件を満たすこと等

（ご参考）

- ・「一般法人」は、設立登記すれば誰でも設立できる法人（一定の要件はあるが）。公益活動に囚われることなく、同窓会的な運営も可能であり、差別化が困難。
- ・「公益法人」に与えられる税の優遇もない。

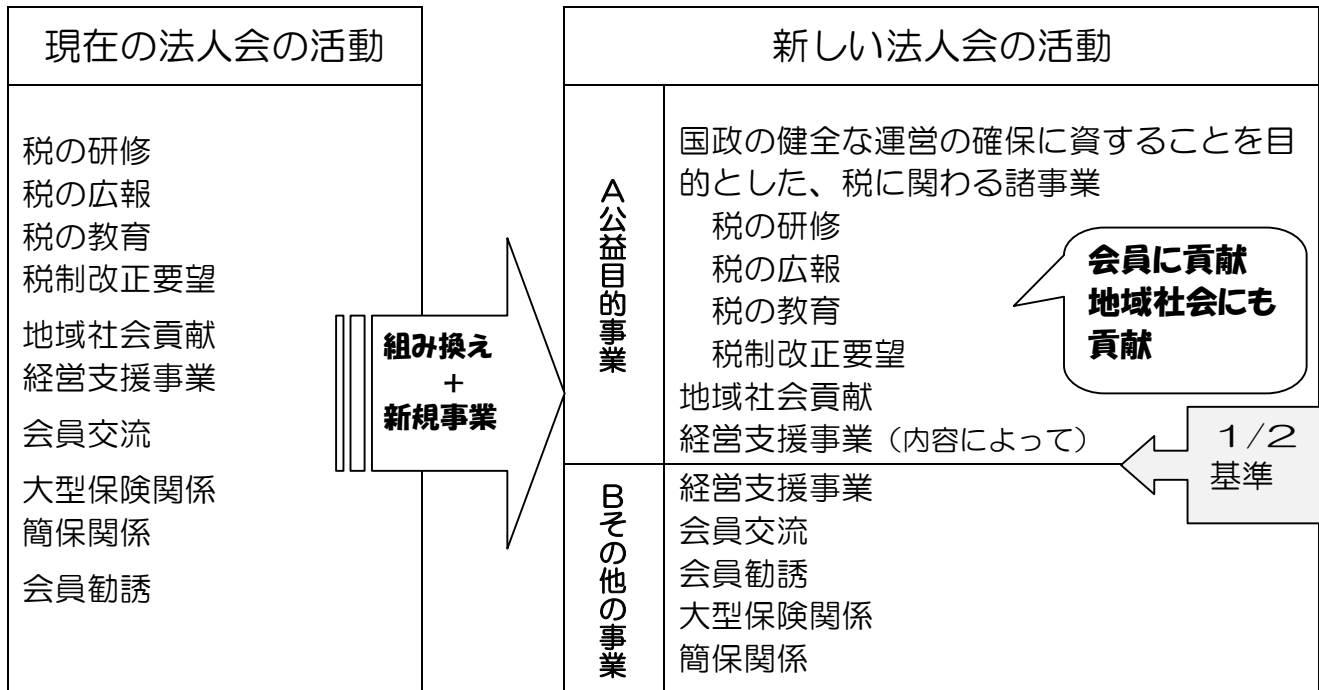
#### ④「公益目的事業」とは何か。

「公益目的事業」は法律別表第1号から第22号に掲記する種類のものでなければならぬとされていますが、法人会の場合、今までと同じような事業を行っていけば問題ありません。（若干の整理は必要です）

法律 別表（抄）

18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

19 地域社会の健全な発展を目的とする事業



#### ⑤不特定多数の者の利益の増進に奇与するものとして実施することとは何か。

1. 公益目的事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に奇与するものとして実施することが求められています。

換言すれば、その事業は、会員に対してだけでなく、会員以外の一般人（不特定多数）にも開かれていることが必要です。

2. その趣旨は、その団体の仲間内だけで利益を享受しあうことを禁止することにあります。公益法人として公益的な事業活動を行う以上、当然の要請であり、法人会はこの要請をクリアしているものと認識していますが、一方で「法人が提供するサービスが、そのサービスを欲するすべての人に提供されることと解されている」（ペリージョンソンコンサルティング(株)との情報もあります。

## ⑥公益事業を1/2以上の規模で行うのは大変ではないのか。

1. 公益目的事業の事業規模は、事業費（支出金額）でみて1/2超であることとされています。

主として公益事業を実施するという以上、事業活動の過半は公益事業に係るものであるはず、との趣旨で定められているものです。その判定は**支出金額**ベースで行うこととされています。

2. 計算式で表すと以下の通りで、分子に算入される公益事業を増やす方向で整理していくことが必要です。

$$\frac{\text{公益目的事業に要する費用 (一定の管理費を含む)}}{\text{全体の事業費+管理費}} > 50\%$$

■管理費（職員給与や事務所諸経費）は一定割合で按分して公益目的事業費（分子）に計上することになっている。

■法人会事業（例えば、街中清掃）に会員が無償で参加する場合には、一定の金額（最賃法の単価などを使用）を公益目的事業費に加算（申請書上の加算）することが出来る。

■純然たる会員間の懇親会等に要する費用は分母には加算されるが分子には算入されない。ただし、懇親会の在り方を工夫して、分母からも除外することを検討中。

3. 現在行っている、税に関する活動や地域社会への貢献活動を今よりもう少し拡充することが必要だと思います。租税教育や環境問題への取り組みを充実させるとともに、地域社会で大きな存在である法人会として地域社会へどのような奇与・貢献が出来るか、考え実行していくこととしています。

## ⑦法人会と国税庁（局、署）との関係はどうなるのか。

主務官庁制が廃止され、国税当局との関係が無くなることを心配している。

法人会が「税」に関わる事業を実施する限り、国家行政組織において唯一「国税に関わる行政」を所掌する国税当局との関係は無くなりません。

国税当局は、法人会の意義、役割を認識・評価し、今後とも法人会との関係を維持し、かつ強固なものにしたいとされています。その観点から法人会は「公益法人」であることに期待をされているところです。

## ⑧そのほかに、どのような注意が必要か。

1. 公益法人であるためには**公益性**（社会への貢献）を指向しなければなりません。一方、会員の減少という現状を踏まえれば、一層**会員が魅力を感じる法人会・会活動**でなければなりません。

会員にとって、また、地域社会にとって、望ましい法人会を如何に作り上げていくかが課題です。

2. 公益的な活動については先に述べました。公益的な活動以外の、**会員への各種サービス**（異業種交流、会社社員も利用出来る厚生事業、等）も、更に内容を充実させるよう、検討していくこととしています。

3. 新しい法人会への**組織・機関**は、現在と殆ど同じような形とすることが可能です。但し、新しい制度では、**ガバナンス（組織規律）の確保**が求められます。不届きな公益法人の存在を許さないようにしようとするのが今回の制度改革の主目的だからです。

また、相当思い切った税の優遇がされることになっていますが、税の優遇を受けるにふさわしい団体でなければ、社会的にも非難を受けることになるからです。

4. だから、法人会としては、責任と権限を明らかにし、透明性の高い運営を行うとの観点から**組織・機関を設計し、運営の諸規定を定めること**としています。

（参考）

- ・ 理事会は、理事の役割等が法律に明記。代表権を持つ代表理事を置くことが必要
- ・ 理事は代理出席や委任状による参加は認められない
- ・ 監事の役割が強化されている

5. 当然のことながら、**組織運営**は適正かつ効果的・効率的に行えるようにしなければなりません。特に、法人会のように多数の会員を擁する団体にとっては重要なポイントです。

## ⑨新しい法人会に移るのはいつか、それまでに何をするのか。

1. **平成25年11月30日**までに新しい法人会に移行しなければなりません。

2. 準備としては、まず、新しい公益法人制度について学習し、新しい法人会のイメージを持つことが必要です。そして、新しい法人会の具体的な姿を設計します。

3. 移行申請を行うに当たっては、定款や事業計画、予算案、その他諸書類が必要になります。

4. 移行申請時期については、**平成23年春の総会**での移行申請決議採決を、想定しています。

## まとめ

1. 100年来の公益法人制度が、大きく変わることになりました。公益法人という美名に隠れて不正が行われたり、主務官庁制に弊害が認められたりするようになったからです。
2. 法人会は、法人会としては60年、公益法人となってからは40年にわたり、税の適正申告納税の推進に努めており、他と同列に論じられるいわれは全くありませんが、制度が変わる以上、新しい制度に合わせていくことが必要となります。
3. 今回の制度改革により、これまで主管官庁が有していた公益法人設立の許可や指導・監督の権限は行政庁に移ることになりますが、法人会がこれまで通り税に関わる事業活動を行う限り、国税当局との関係が変わることはありません。
4. 新しい制度では、今よりも、より明確に公益的な活動を行うことが求められますが、民間の税の分野における第1人者を標榜して活動してきた法人会にとっては、十分に対応可能な要請といえます。
5. 法人会も、創立以来半世紀以上の歴史があります。この間、社会に対して多大な貢献を行ってきたという自負はありますが、一方で会員の減少などが見られ、法人会はこのままでいいのか、という問題意識もあります。
6. 公益法人制度が変わるこの機会に、会員のためになり、また同時に、社会のためにもなる法人会にするにはどうすればいいのか、考えていくことが必要です。
7. 平成20年12月に法律が施行され、平成25年11月30日までの間に、新しい制度に移行することになっています。  
全法連、41県連、442単位会が連携・協力して、新しい法人会を作りましょう。

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

### 別表

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止・根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由、表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの